

結城市告示第57号

悪臭防止法（昭和46年法律第91号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出（漏出を含む。）を規制する地域（以下「規制地域」という。）及び法第4条に基づく悪臭物質の規制基準を次のとおり定め、平成24年4月1日から施行する。

なお、規制地域に係る関係図面は、結城市役所において公衆の縦覧に供する。

平成24年3月22日

結城市長 前 場 文 夫

1 規制地域の範囲

地域の区分	規 制 地 域
A 区 域	神明町，鍛冶町，石町，栄町，紺屋町，西の宮，本町，戸野町，永横町，塔の下，観音町，番匠町，戸張町，立町，肝入町，木町，大橋町，新福寺，新福寺一丁目，新福寺二丁目，新福寺三丁目，新福寺四丁目，新福寺五丁目，新福寺六丁目，中央町一丁目，中央町二丁目，城南町一丁目，城南町二丁目，見晴町，見晴町一丁目，西町，観音町，御朱印町，小袋町，公達，白銀町，国府町，国府町一丁目，大町，立町，四ッ京，富士見町，富士見町三丁目，富士見町四丁目，浦町，陣屋町，逆井，松木合，川木谷，上小埜，下小埜，宮の下，鉄砲宿，人手町，大谷瀬，大字大谷瀬（三ッ谷大谷瀬を除く），久保田，みどり町一丁目，みどり町二丁目，川木谷一丁目，川木谷二丁目，下り松，五助，立の山，猿内，辻堂，小森及び中の各一部

2 規制基準

(1) 法第4条第1項第1号の規定に基づく事業場の敷地の境界線の地表における規制基準

地域の区分 特定悪臭物質	A 区 域	B 区 域
ア ン モ ニ ア	1 p p m	2 p p m

メチルメルカプタン	0.002	p p m	0.004	p p m
硫 化 水 素	0.02	p p m	0.06	p p m
硫 化 メ チ ル	0.01	p p m	0.05	p p m
二 硫 化 メ チ ル	0.009	p p m	0.03	p p m
トリメチルアミン	0.005	p p m	0.02	p p m
アセトアルデヒド	0.05	p p m	0.1	p p m
プロピオンアルデヒド	0.05	p p m	0.1	p p m
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	p p m	0.3	p p m
イソブチルアルデヒド	0.02	p p m	0.07	p p m
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	p p m	0.02	p p m
イソバレルアルデヒド	0.003	p p m	0.006	p p m
イ ソ ブ タ ノ ール	0.9	p p m	4	p p m
酢 酸 エ チ ル	3	p p m	7	p p m
メチルイソブチルケトン	1	p p m	3	p p m
ト ル エ ン	10	p p m	30	p p m
ス チ レ ン	0.4	p p m	0.8	p p m
キ シ レ ン	1	p p m	2	p p m
プ ロ ピ オ ン 酸	0.03	p p m	0.07	p p m
ノ ル マ ル 酪 酸	0.001	p p m	0.002	p p m
ノ ル マ ル 吉 草 酸	0.0009	p p m	0.002	p p m
イ ソ 吉 草 酸	0.001	p p m	0.004	p p m

備 考

この表においてA区域とは、1の表で区分した地域をいい、関係図面上においては、赤の実線で区分した地域をいう。

(2) 法第4条第1項第2号に基づく事業場の煙突その他の気体排出施設の排出口における規制基準

2の(1)で定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号)第3条に定める方法により算出した特定悪臭物質(メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。)の種類ごとの流量とする。

(3) 法第4条第1項第3号の規定に基づく事業場の敷地外における規制基準

2の(1)で定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第4条に定める方法により算出した特定悪臭物質(アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。)の種類ごとの排出水中の濃度とする。